藤阪小学校内部での虐待対応の流れ

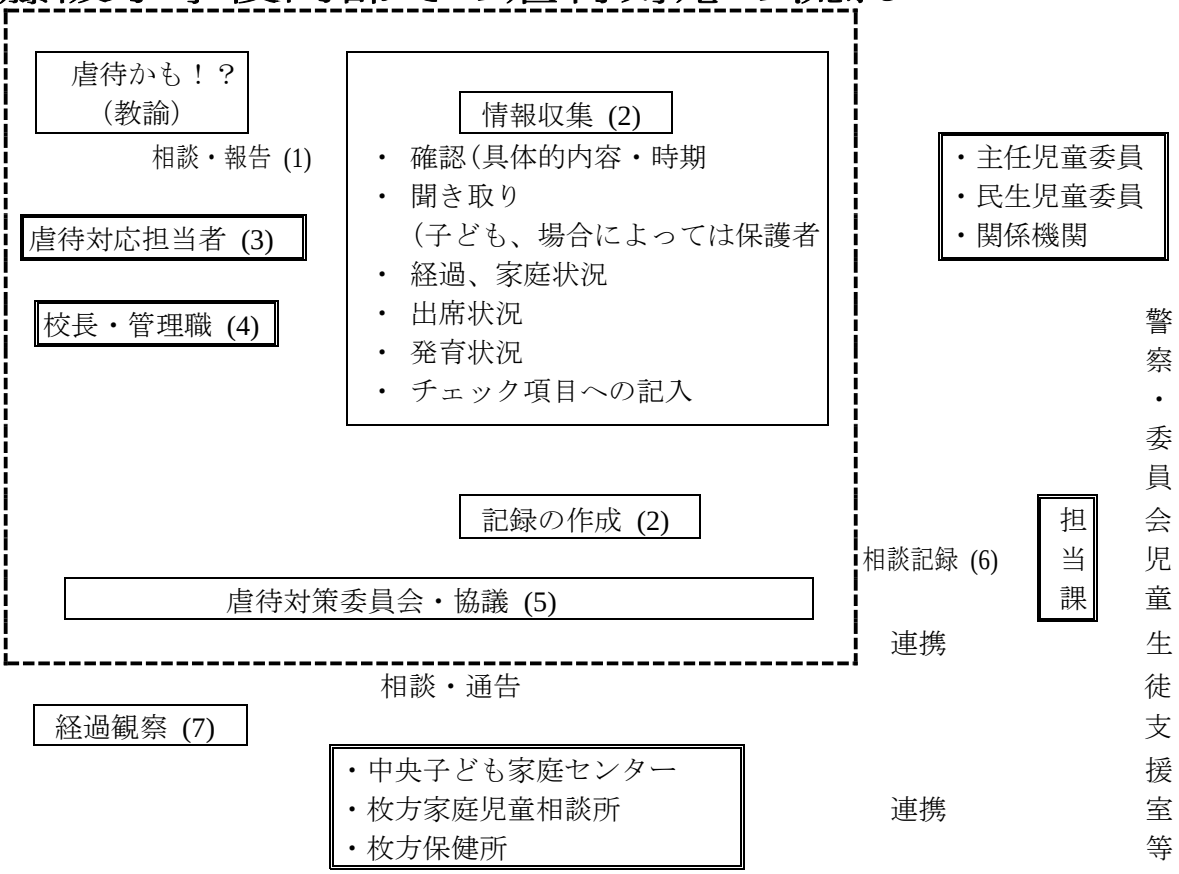

（説明）

(1)相談・報告：虐待問題については、一人で抱え込まず、組織的に考えていくことが大切です。虐待を疑ったら、まず虐待対応担当者や上司に相談・報告を行います。

(2)情報収集：記録表の形式などを参考に、必要な情報収集を行います。
　できるだけ複数で対応し、必ず記録を残すことが大切です。

市民からの通報の場合

　通報者のプライバシーは守られること・行政が責任を持って対応することを伝え、今後の情報提供などの協力をお願いするとともに、勇気ある通報についてお礼を述べます。また、通報の内容から緊急対応が必要とされる場合は、子ども家庭センター等と連携し、対応することを通報者に対して伝えます。夜間などにおいて危機的な状況が見られるときは、最寄りの警察署、あるいはチャイルドレスキュー110 番（資料編参照）に通報してもらうよう依頼します。

(3)虐待対応担当者：保育所・学校園等においては主任保育士・生徒指導担当者、その他の機関においては児童虐待問題連絡会議実務者会議の構成員、その他サブリーダーなどの中から各機関ごとに「虐待対応担当者」を配置します。

　※虐待対応担当者には次のような役割があります。

　　①虐待の疑いを持った職員から相談を受ける。

　　②子どもに関する必要な情報収集を行なう。

　　③管理職に相談・報告を行い、共に担当課および寝屋川子ども家庭センター等の他機関に相談を行う際の窓口となる。

(4)機関内会議・協議：職場において共通理解を図り、対応について協議します。その際、必要な情報は共有化しますが、プライパシー保護については充分注意することが必要です。

(5)各担当課への相談：保育所・学校園等は担当課に相談します。

(6)他機関との連携：通告・相談後、関係機関と連携して子どもを支援していくことになります。通告・相談したことについては、担当課へ連絡します。

(7)経過観察：見守り・経過観察は継続していきます。